

松木飯塚 税務情報

NO. 40

平成27年度与党税制改正大綱発表

法人税減税▲2.51%、住宅・結婚資金贈与非課税 出国税導入で進む国際課税包囲網

松木飯塚税理士法人 / 代表税理士松木慎一郎・飯塚美幸
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目3番10号元赤坂レジデンス1910号
TEL. 03(5413)6511(代) FAX. 03(5413)6512
E-MAIL info@mi-cpta.com URL http://www.mi-cpta.com

平成26年12月30日、平成27年度自民党公明党税制調査会の税制改正大綱が決定されました。12月14日総選挙での自民公明の絶対多数下、アベノミクス第三の矢＝経済成長に向けて法人税率下げ＋大企業課税拡大＋贈与促進＋投資促進へと進みます。

平成25年創設の教育資金一括贈与非課税特例では、約1年で5,193億円を収集。政府は「高齢者のフトコロ」という新財源鉱脈を発掘しました。柳の下のドジョウを狙って、住宅・結婚出産資金と、一見大盤振舞いの贈与税非課税制度ですが、わかりにくい規制ばかりで、「第三の矢」ならぬ「千本の針」ともいわれる始末です。

マイナンバー法の導入に先だって、財産債務調書の提出義務違反に罰則、出国税の創設により、高税率国日本からの逃税を防止し、国際課税包囲網を形成するのも、今改正の特徴です。

今の日本が本当の財政再建をしたいなら、財政負担を抑える予防医療のための医療改革と、創造性を生み出す教育改革が必須なのですが。

相続税制

■ 相続税の非課税枠引下げ、最高税率引上げ

平成25年度改正により、平成27年1月1日から相続税基礎控除引下げ、最高税率引上げが始まりました。大衆増税時代の幕開けです。一方、子や孫への高額贈与は税率引下げです。

■ 特定居住用小規模宅地特例 330㎡まで拡大

同時に、昨年まで240㎡までだった配偶者や同居親族などの居住継続宅地の相続税課税価

格は、330㎡まで8割減です。併用計算する貸付事業用宅地等の5割減適用面積も増えます。

贈与税制

■ 自社株納税猶予制度、贈与後贈与も対象に

納税猶予制度で自社株の贈与を受け、申告期限から5年の経営贈与承継期間経過後に後継者に自社株を贈与、重ねて納税猶予を受けるという贈与→贈与での贈与税ジャンプができます。

■ 住宅取得資金贈与非課税は最大3千万円に

消費税10%引上げ延長に伴う、駆け込み契約と反動抑止の景気対策として、下表のように住宅取得資金贈与特例を拡充します。ただし非課税限度額は、従来のように贈与日での判定ではなく、住宅等取得契約の適用消費税率により判定します。中古住宅取得以外の場合は、契約から贈与・完成・居住開始のタイムラグがありますから要注意です。

また、先に平成28年9月以前契約で1,500

▼ 建築契約 ▼ 完成引渡・贈与 ▼ 翌年贈与税申告

万円非課税贈与後、10%税率適用住宅取得等の3,000万円贈与が可能とされています。

■ 結婚・子育て資金一括贈与1千万円非課税だが

平成27年4月～31年3月に、金融機関で非課税申告した父母・祖父母からの結婚・子育て資金贈与は1千万円(結婚費用は300万円)まで非課税となる制度が創設されます。

用途は、受贈者が50歳になるまでの婚礼・披露宴費用、住居・引越費用、妊娠・出産・子の医療

契約年	消費税率10%が適用される方		消費税率5%・8%適用又は中古住宅の個人間売買	
	質の高い住宅	左記以外の住宅(一般)	質の高い住宅	左記以外の住宅(一般)
平成26年(現行)			1,000万円	500万円
平成27年			1,500万円	1,000万円
平成28年 1月～28年9月			1,200万円	700万円
平成28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

費保育料等です。住宅取得資金は入りません。

ただし、受贈者 50 歳時点の残額が贈与税の課税対象になる点は、教育資金贈与と似ていますが、贈与者がその前に亡くなった時の残額は受贈者への遺贈として相続税課税対象となる点が異なります。

残額への相続税は、孫でも 2 割加算されませんが、もともと、生前の結婚子育て資金贈与は扶養義務者として贈与税非課税であり、孫への資金贈与は 3 年内の生前贈与加算がありません。孫に遺贈したいのであれば、結婚出産資金は、通常の非課税贈与で負担し、この特例贈与資金を全額残して遺贈すれば、孫の 2 割加算なく遺贈できるメリットがあります。

しかし、孫がこの特例贈与後、暦年課税贈与を受けて 3 年以内に贈与者が亡くなり、特例贈与資金が遺贈となった場合、むざむざ他の贈与まで相続税課税を受けます。また、子への結婚子育て贈与では全く相続税軽減にはなりません。

結婚も出産も人生の選択。ストレスの贈与にならないように、慎重に判断すべきでしょう。

■教育資金一括非課税贈与制度を延長

平成 31 年 3 月 31 日贈与まで延長し、平成 28 年以後は、定期代や留学渡航費も対象にします。

固定資産税・登録免許税制

■空家の敷地の固定資産税は 6 倍、3 倍に

空家等対策の推進に関する特別措置法により、勧告対象特定空家等の土地について住宅用地特例対象から除外します。

■土地売買・信託の登録免許税軽減措置継続

土地売買所有権移転登記特例 1.5% (本則 2%)、信託登記特例 0.3% (本則 0.4%) は平成 29 年 3 月末迄延長。家族信託登記が守られました。

所得税制

■財産債務調書制度違反に罰則化

従来からの年所得 2 千万円超で提出義務があった財産債務明細書は財産債務調書に。所得基準に加え、財産合計額 3 億円以上又は有価証券時価合計 1 億以上の場合に提出が義務づけられます。原則は時価、有価証券は取得価額記載も可能ですが、提出違反には、所得税や相続税の申告漏れの罰金を加減算するムチが入ります。平成 27 年末の財産額で 28 年提出から適用です。

■国外居住親族の扶養控除等の書類提出義務

平成 28 年以後、国外居住親族の扶養控除等には、戸籍附票・旅券・送金証明書が必要です。

■国外転出者出国時 有価証券みなし譲渡課税

日本にも出国税を導入、G20・OECD 高税率国からの「逃税」防止包囲網として BEPS (税源浸食と

利益移転) プロジェクトが発動します。

平成 27 年 7 月 1 日以後、前 10 年以内に 5 年超国内居所があり 1 億円以上有価証券等を所有する国外転出者は、その有価証券・匿名組合出資持分未決済信用取引等について、出国時に譲渡したとみなして課税します。

納税して 5 年以内に手つかずの有価証券等をもって帰国した場合は、帰国から 4 ヶ月以内に還付を受けます。転出から 10 年までは納税猶予を受けることもできますが利子税が課されず。10 年後の精算時の下落分は調整されます。

■NISA (ニーサ) 年間投資額 100 万円→120 万円

5 年間、上場株式等の配当所得・譲渡所得等の非課税特例は、元本年 120 万円にアップします。

■ジュニア NISA は年 80 万円、5 年非課税投資

J-NISA を創設します。大人 NISA を受けられなかった 20 歳未満は、平成 28 年～35 年に設定、80 万円×5 年間=400 万円まで譲渡税・配当課税を非課税とします。

親族からの受贈資金の受け皿用という政策意図ですが、18 歳までは災害等の以外は払出できず、本則 NISA のように時価下落時に不利益となるなどデメリットもあります。慎重に。

■上場株と自社株の譲渡損益通算は 27 年末迄

上場株の損失時に自社株移転を図るのは相続税対策の常道。平成 27 年迄に行いましょう。

■ふるさと納税の個人住民税減税 1 割→2 割に

ふるさと納税の減税額をアップし、サラリーマンにはワンストップ特例を創設します。

■住宅ローン減税・すまい給付金延長

消費税 10% 先送りに合わせます。

法人税制

■実効税率引き下げ、当面 32.11→31.33%に

中小法人の実効税率 23.60% は継続します。

■青色欠損金の繰越期間は 9 年→10 年へ

大法人は繰越控除制限 80%→65%→50%へと厳しくなりますが、中小法人は守られます。平成 29 年 4 月 1 日開始事業年度以後です。

■受取配当益金不算入は持株割合 1/3 で判定

株式等保有割合 1/3 以下は 50% は課税です。

■グリーン税制から太陽光発電設備除外

風力発電優遇、太陽光は 27 年 3 月末迄です。

消費税制

■10% への引上げは平成 29 年 4 月へ

景気条項は削除して引上げを断行します。

■国外事業者 にリバースチャージ方式

電子商取引や芸能等は役務を受ける事業者で課税します。

平成27年度税制改正のポイント一覧

MI-CPTA

松木飯塚税理士法人作成

TEL 03(5413)6511(代) 平成27年1月21日

		項目	改正前	改正後	※	
相続税	個人	相続税の基礎控除（非課税）	5千万円+1千万円×法定相続人	3千万円+600万円×法定相続人		
		相続税率（速算）	2億円以下	変更なし		
		法定相続分当たり	3億円以下	40%-1,700万円	45%-2,700万円	▲
			6億円以下	50%-4,700万円	50%-4,200万円	
			6億円超		55%-7,200万円	
		特定居住用小規模宅地8割減額	適用対象面積 240㎡まで	面積330㎡まで、特定事業用400㎡と併用可	▼	
未成年者控除・障害者控除	6万円×適用年数	10万円×適用年数（特別障害者は20万円）	▼			
贈与税	個人	暦年贈与課税の贈与税率	誰でも10%~50%累進税率	最高税率55% 20歳以上の子・孫・ひ孫等は特例税率	▲ ▼	
		相続時精算課税	贈与者	65歳以上の父母	60歳以上の父母・祖父母	▼
			受贈者	20歳以上の推定相続人である子	20歳以上の推定相続人である子・20歳以上の孫	
		住宅取得資金贈与特例非課税限度額	良質1千万円、一般500万円	消費税率10%適用は最大3千万円まで	▼	
		直系尊属から結婚・子育て一括資金贈与	新設	結婚・子育て一括贈与1千万円非課税特例	▽	
		直系尊属からの教育資金一括非課税贈与	平成27年12月末で期限到来	平成31年3月31日迄延長、対象使途追加	▼	
		非上場株式等に係る贈与税納税猶予	新設	受贈後の特例株式贈与の猶予額免除	△	
所得税・住民税	個人	所得税率	1,800万円超 50%	4,000万円超 55%	▲	
		財産債務調書制度	所得2千万円超、罰則なし	財産基準(3億円超等)追加、違反罰金加減	▲	
		国外転出者のみなし譲渡特例	新設	1億円超有価証券のみなし譲渡課税	△	
		扶養控除等申告書類	新設	国内国外の親族関係書類の添付義務	↑	
		NISA配当譲渡非課税投資口座	年100万円×5年非課税	年120万円×5年非課税	↓	
		ジュニアNISA	創設	年80万円×5年非課税	↓	
		住宅ローン減税等	平成29年12月31日まで	平成31年6月30日まで1年半延長	—	
		ふるさと納税	住民税所得割額×1割控除	住民税所得割額×2割控除	↓	
		山林所得10%控除率	3,000万円超の超部分10%	2,000万円の超部分10%	↓	
		相続税の取得費加算特例	土地全部相続税を原価に	譲渡土地相続税のみ原価に	▲	
所・法人	個人・法人	長期保有資産の特定資産買換え特例	買換え先は地域自由	大都市への課税繰延割合75・70%へ縮減	▲	
		地方拠点強化税制 (地域再生法改正法に準拠)	新設	建物等取得価額2,000万円(中小1,000万円以上)の本社等建物特別償却15%(25%) 又は税額控除4%	▽	
		都市再生事業による整備建築物	割増償却率40%	割増償却率30%へ引き下げ	▲	
		グリーン税制	太陽光発電設備も対象資産	太陽光発電設備を除外・風力設備延長	△	
		所得拡大促進促進税制	雇用者給与等増加5%以上	3%以上(大法人4%以上)	▼	
研究開発税制	試験研究税額控除制度 控除率12%	特別試験研究機関等控除率30%に法人税額×30%限度など改組	↓			
法人	法人	法人税800万円超部分の実効税率	34.62%	平成27年度32.11%、28年度31.33%	▽	
		青色欠損金繰越期間	9年	平成29年4月1日以後開始事業年度10年	>	
		受取配当等の益金不算入制度	株保有割合25%以下50%	1/3超100%、5%超1/3以下50%、5%以下20%	△	
		欠損金繰越控除(大法人)	所得金額の80%を限度	平成27年4月65%、29年4月50%、	△	
		外形標準課税(大法人)	外形割合1/4、所得割税率7.2%	外形割合1/2、所得割税率4.8%、赤字課税へ	△	
消費	個人	消費税率10%への引上げ時期	平成27年10月に予定	景気判断条項を付さず平成29年4月へ変更	<	
		軽減税率	新設	消費税10%時に導入	>	
		国外事業者の越境電子商取引	新設	国内事業者課税、消費者消費は国外事業者課税	≡	
		国外事業者芸能等の役務の提供	新設	国内事業者課税	/	
		簡易課税のみなし仕入率	不動産業は五種50%	平成27年4月1日開始年度から40%	△	
固定資産税	空家敷地の住宅地特例	1/3(200㎡以下は1/6)	勧告対象特例空家は特例から除外	▲		
登免	土地登記本則売買2.0%、信託0.4%	売買1.5%、信託0.3%	継続	—		

※適用開始▼平成27年1月1日、▽4月1日、▽7月1日、≡10月1日↓28年1月1日、/4月1日、√29年1月1日、<4月1日、